

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(当  
たる日は、そ  
の翌日)

## ◇ 条 例

恩給の年額の昭和五十九年改定に関する条例

鳥取県興行場法施行条例

鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県特殊車両通行許可申請手数料条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

## ◇ 規 則

則

## 目 次

## 条 例

恩給の年額の昭和五十九年改定に関する条例をここに公布する。

昭和五十九年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県条例第十五号

恩給の年額の昭和五十九年改定に関する条例

(退職年金及び遺族年金の年額の改定)

第一条 県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、昭和五十九年三月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつている給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「年金条例」という。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(通算退職年金及び通算遺族年金の年額の改定)

第二条 県吏員等に給する通算退職年金については、昭和五十九年三月分以降、その年額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る退職一時金の基礎となつた在職年の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十五万二千二十四円

二 通算退職年金の仮定給料(当該通算退職年金の年額の計算の基礎となつている給料月額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなして前条の規定によりその年額を改定するものとした場合にその改定年額の計算の基礎となるべき給料年額を求め、その給料年額を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和五十九年三月分以降、その年額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に、在職年の年数を乘じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の年額に、退職の日における年齢に応じ年金条列表第二に定める率を乘じて得た金額

3 年金条列第十八条ノ三第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の年額とする。

4 前三項の規定により年額を改定した場合において、改定後の年額が従前の年額より少ないときは、従前の年額をもつて改定年額とする。

5 県吏員等の遺族に給する通算遺族年金については、昭和五十九年三月分以降、その年額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前各

項の規定によりその年額を改定するものとした場合の改定年額の百分の五十に相当する額に改定する。

(恩給の年額の改定の場合の端数計算)

第三条 この条例の規定により恩給の年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給の年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給の年額とする。

(職権改定)

第四条 この条例の規定による恩給の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十九年三月一日から適用する。

別表(第一条関係)

恩給の年額の計算の基礎となつている給料年額	仮定給料年額
八〇四、〇〇〇 円	八二〇、九〇〇 円
八三九、七〇〇	八五七、三〇〇
八七六、四〇〇	八九四、八〇〇
九一二、六〇〇	九三一、八〇〇
九四九、七〇〇	九六九、六〇〇
九七二、六〇〇	九九三、〇〇〇
九九五、八〇〇	一、〇一六、七〇〇
一、〇二二、〇〇〇	一、〇四三、五〇〇
一、〇五九、二〇〇	一、〇八一、四〇〇

一、〇九一、四〇〇  
 一、二二一、一〇〇  
 一、一五七、五〇〇  
 一、一九四、〇〇〇  
 一、二三四、一〇〇  
 一、二七四、四〇〇  
 一、三二四、九〇〇  
 一、三五六、八〇〇  
 一、三九七、九〇〇  
 一、四三七、九〇〇  
 一、五一七、四〇〇  
 一、五三八、六〇〇  
 一、五九九、八〇〇  
 一、六八一、一〇〇  
 一、七七一、〇〇〇  
 一、八一六、九〇〇  
 一、八六〇、六〇〇  
 一、九二三、〇〇〇  
 一、九五九、七〇〇  
 二、〇六六、四〇〇  
 二、一一九、〇〇〇  
 二、一七四、四〇〇  
 二、二八〇、六〇〇  
 二、三八七、八〇〇  
 二、四一五、六〇〇

一、一一四、三〇〇  
 一、一四四、六〇〇  
 一、一八一、八〇〇  
 一、二一九、一〇〇  
 一、二五九、九〇〇  
 一、三〇一、〇〇〇  
 一、三五二、五〇〇  
 一、三八五、〇〇〇  
 一、四二六、九〇〇  
 一、四六七、六〇〇  
 一、五四八、六〇〇  
 一、五七〇、二〇〇  
 一、六三二、六〇〇  
 一、七一五、四〇〇  
 一、八〇七、〇〇〇  
 一、八五三、八〇〇  
 一、八九八、四〇〇  
 一、九六一、九〇〇  
 一、九九九、三〇〇  
 二、一〇八、一〇〇  
 二、一六一、七〇〇  
 二、二一八、一〇〇  
 二、三二六、三〇〇  
 二、四三五、六〇〇  
 二、四六三、九〇〇

二、五〇四、二〇〇  
 二、六二九、八〇〇  
 二、七五四、一〇〇  
 二、八三一、一〇〇  
 二、九〇六、〇〇〇  
 三、〇五八、二〇〇  
 三、二〇七、一〇〇  
 三、二三六、二〇〇  
 三、三五二、〇〇〇  
 三、四九七、九〇〇  
 三、六四三、二〇〇  
 三、七八七、五〇〇  
 三、八七八、四〇〇  
 三、九七五、五〇〇  
 四、一六二、四〇〇  
 四、三五一、四〇〇  
 四、四四六、七〇〇  
 四、五三六、九〇〇  
 四、七一一、一〇〇  
 四、七九六、一〇〇  
 四、八八四、五〇〇  
 五、〇四〇、九〇〇  
 五、二〇八、三〇〇  
 五、二四〇、九〇〇  
 五、二七一、七〇〇

二、五五四、二〇〇  
 二、六八二、二〇〇  
 二、八〇八、八〇〇  
 二、八八七、三〇〇  
 二、九六三、六〇〇  
 三、一一八、七〇〇  
 三、二七〇、四〇〇  
 三、三〇〇、一〇〇  
 三、四一八、一〇〇  
 三、五六六、八〇〇  
 三、七一四、八〇〇  
 三、八六一、九〇〇  
 三、九五四、五〇〇  
 四、〇五三、四〇〇  
 四、二四三、九〇〇  
 四、四三六、五〇〇  
 四、五三三、六〇〇  
 四、六二五、五〇〇  
 四、八〇八、一〇〇  
 四、八八九、六〇〇  
 四、九七九、七〇〇  
 五、一三九、一〇〇  
 五、三〇六、七〇〇  
 五、三三九、三〇〇  
 五、三七〇、一〇〇

五、三〇二、六〇〇	五、四〇一、〇〇〇
五、三七四、九〇〇	五、四七三、三〇〇
五、五二〇、八〇〇	五、六一九、二〇〇
五、六六六、九〇〇	五、七六五、三〇〇
五、七三九、二〇〇	五、八三七、六〇〇
五、八一三、二〇〇	五、九一一、六〇〇

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が八〇四、〇〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇二二を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が五、八一三、二〇〇円を超える場合においては、その年額に九八、四〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定給料年額とする。

鳥取県興行場法施行条例をここに公布する。

昭和五十九年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十六号

鳥取県興行場法施行条例

（趣旨）

第一条 この条例は、興行場法（昭和二十三年法律第三十七号。以下「法」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（設置の場所及び構造設備の基準）

第二条 法第二条第二項の条例で定める設置の場所及び構造設備の基準は、別表第一のとおりとする。

（措置の基準）

第三条 法第三条第二項の条例で定める措置の基準は、別表第二のとおりとする。

（基準の緩和等）

第四条 知事は、やむを得ない事由により前二条に規定する基準により難いと認められる興行場については、入場者の衛生上支障のない範囲内において、当該基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

（手数料）

第五条 興行場営業の許可の申請に対する審査については、申請一件につき一万三千円（仮設の興行場に係るものにあつては、四千五百円）の手数料を徴収する。

（規則への委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、法の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和五十九年十月一日から施行する。  
（鳥取県興行場の衛生措置の基準に關する条例の廃止）

2 鳥取県興行場の衛生措置の基準に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十八号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和五十八年法律第八十三号)第十六条の規定による改正前の法律第二条第一項の許可を受けて興行場営業を営んでいる者については、昭和六十年九月三十日までは、第二条から第四条までの規定は、適用しない。この場合において、前項の規定による廃止前の鳥取県興行場の衛生措置の基準に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

別表第一(第二条関係)

一 設置の場所は、換気、防湿等の上で入場者の衛生に支障がないこと。ただし、衛生上の適当な措置が講じられているときは、この限りでない。

二 ねずみ、昆虫等の侵入を防止することができる金網等の設備が設けられていること。

三 清掃及び排水に支障のない構造であること。

四 床面積一平方メートル当たり毎時七十五立方メートル以上の換気能力を有する換気設備が設けられていること。ただし、直接外気に面する窓を適時開放し、かつ、換気孔から常時換気することにより、換気が十分に行われるときは、この限りでない。

五 入場者の利用する場所には、床面における照度を百五十ルクス以上とする機能を有する照明設備が設けられていること。

六 観覧室は、食堂、売店等とは、隔壁等により区画されていること。

七 次の要件を備える便所を有すること。

イ 男性用大便器が入場者定員六百人以上につき一個以上、男性用小便器及び女性用便器がそれぞれ入場者定員二百人以上につき一個以上設けられていること。

ロ 出入口は、直接観覧室に開口しない構造であること。ただし、前室を設けた水洗便所については、この限りでない。

ハ 床は、不透水性材料(コンクリートその他汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で作られていること。

ニ 内壁は、床面から一メートル以上の高さまで不透水性材料で作られ、又は腰張りされていること。

ホ 流水式手洗設備が設けられていること。

別表第二(第三条関係)

一 毎日清掃し、衛生上支障がないようにすること。

二 ねずみ、昆虫等の駆除作業を定期的に行うこと。

三 入場者の利用に供する施設設備は、定期的消毒を行うこと。

四 換気設備、照明設備その他入場者の衛生に必要な設備は、定期的保守点検するとともに、必要に応じて整備補修を行い、常に適正に機能させること。

五 観覧室の空気を、次の基準に適合させること。

イ 炭酸ガス濃度は、 $0 \cdot 1$ パーセント以下であること。

ロ 浮遊粉じん量は、一立方メートル当たり $0 \cdot 2$ ミリグラム以下であること。

ハ 五分間開放の平板培養法で測定した空中落下細菌(生菌に限る。)の数は、座面で三十個以下であること。

六 観覧室の明るさは、興行中においても、床面で照度一・五ルクス以上

上とすること。

鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行条例をここに公布する。

昭和五十九年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十七号

鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(へい獣処理場の構造設備の基準)

第二条 法第四条の条例で定める構造設備の基準は、別表第一のとおりとする。

(製造又は貯蔵の施設の構造設備の基準)

第三条 法第八条に規定する製造又は貯蔵の施設の構造設備の基準については、別表第一化製場の項の規定（貯蔵の施設の構造設備の基準については、化製室に関する部分を除く。）を準用する。この場合において、同項中「化製室」とあるのは、「製造室」と読み替えるものとする。

(動物の飼養等を制限する区域の基準)

第四条 法第九条第一項の規定により知事が指定する区域は、次の各号の

一に該当する町又は字の区域とする。

一 人口密度が一平方キロメートル当たりおおむね三千人以上である町又は字

二 市街的形態をなしている区域内にある戸数が全戸数のおおむね五割以上である町又は字

三 観光地等であるため、特に清潔を保持することが必要な町又は字  
(飼養等が制限される動物の数)

第五条 法第九条第一項の条例で定める数は、別表第二のとおりとする。

(畜舎等の構造設備の基準)

第六条 法第九条第二項の条例で定める構造設備の基準は、別表第三のとおりとする。

(動物の飼養等についての届出事項)

第七条 法第九条第四項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出者の氏名及び住所

二 施設の所在地

(手数料)

第八条 次の各号に掲げる許可の申請に対する審査については、それぞれ当該各号に定める額の手料を徴収する。

一 法第三条第一項（法第八条において準用する場合を含む。）の規定に基づくへい獣取扱場（法第八条に規定する施設を含む。）の設置の許可

二 法第三条第一項の規定に基づく化製場 申請一件につき一万九千円の設置の許可

三 法第九条第一項の規定に基づく動物の 申請一件につき六千円  
飼養又は収容の許可  
(規則への委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和五十九年十月一日から施行する。

別表第一(第二条、第三条関係)

区 分	構 造、設 備 の 基 準
<p>へい獣の解体を行うへい獣取扱場</p>	<p>一 次の要件を備える解体室を有すること。 イ 床は、不浸透性材料(コンクリートその他汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。)で作られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。 ロ 内壁は、床面から一・二メートル以上の高さまで不浸透性材料で作られ、又は腰張りされていること。 ハ 採光設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。 二 汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水だめ又は汚水の浄化装置を有すること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめ又は汚水の浄化装置を有することを要しない。 三 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。</p>
<p>へい獣の埋却を行うへい獣取扱場</p>	<p>立札、障壁その他当該区域が埋却場である旨及び当該区域を明示する設備が設けられていること。</p>
<p>へい獣の焼却を行うへい獣取扱場</p>	<p>一 完全に燃焼させることができる構造の焼却炉が設けられていること。 二 燃焼により発する臭気を処理することができる適当な高さの煙突が設けられていること。</p>
	<p>四 汚物だめ及び汚水だめの周辺の地面で、汚物を搬出し、又は汚水をくみ出す際に汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で被覆されていること。 五 解体室から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。 六 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。 七 犬猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。</p> <p>一 次の要件を備える原料貯蔵室及び化製室を有すること。 イ 床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。 ロ 内壁は、床面から一・二メートル以上の高さまで不浸透性材料で作られ、又は腰張りされていること。 ハ 採光設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p>

別表第二 (第五条関係)

動物の種類	動物の数
	化製場

ニ 換気扇を備えた排気装置その他臭気を適当な高さで屋外に放散することができる設備が設けられていること。

ホ 防虫網その他の昆虫の出入りを防止することができる設備が設けられていること。

二 汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水の浄化装置を有すること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水の浄化装置を有することを要しない。

三 汚物だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができ、覆いが設けられていること。

四 汚物だめの周辺の地面で、汚物を搬出入する際に汚物が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で被覆されていること。

五 原料貯蔵室及び化製室から汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。

六 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。

七 犬猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。

別表第三 (第六条関係)

区 分	構 造 設 備 の 基 準
牛	一頭
馬	一頭
豚	一頭
めん羊	四頭
やぎ	四頭
犬	十頭
鶏 (三十日未満のひなを除く。)	百羽
あひる (三十日未満のひなを除く。)	五十羽

一 床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。

二 内壁は、飼養し、又は收容する動物の種類に応じ、適当な高さまで清掃に支障のない材料で作られ、かつ、清掃に支障のない構造を有すること。

三 内部は、清掃に支障のない適当な広さと高さを有すること。

四 床の周辺の地面で、汚物又は汚水が飛散するおそれがあること。

畜舎

- ある箇所は、不浸透性材料で被覆され、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。
- 五 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
- 六 汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水だめ又は汚水の浄化装置を有すること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめ又は汚水の浄化装置を有することを要しない。
- 七 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。
- 八 畜舎から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。
- 九 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる畜舎で、調理に際して著しい臭気を発するものにあつては、次の要件を備える飼料取扱室を有すること。
  - イ 床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。
  - ロ 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
  - ハ 換気扇を備えた排気装置その他臭気を適当な高さで屋外に放散することができる設備が設けられていること。
  - ニ 密閉することができ、かつ、飼料の取扱量に応じ、適当な容積の容器が備えられていること。

家禽舎

- 十 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。
- 一 内部は、清掃に支障のない適当な広さと高さを有すること。
- 二 鶏の家禽舎の床は、砂浴場の部分を除き、清掃に支障のない材料で作られ、かつ、採ふんに便利な構造を有すること。
- 三 あひるの家禽舎の床は、不浸透性材料（バッテリー式の家禽舎にあつては、不浸透性材料又は板）で作られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。
- 四 あひるの家禽舎には、洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
- 五 鶏の家禽舎は、汚物処理設備として、汚物だめを有すること。
- 六 あひるの家禽舎は、汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水だめ又は汚水の浄化装置を有すること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめ又は汚水の浄化装置を有することを要しない。
- 七 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。
- 八 家禽舎から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。
- 九 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として

用いる家禽舎で、調理に際して著しい臭気を発するものにあつては、畜舎の項第九号イからニまでの要件を備える飼料取扱室を有すること。

十 排水溝は、不透透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。

備考 この表において「畜舎」とは、牛、馬、豚、めん羊、やぎ又は犬を飼養し、又は収容する施設をいい、「家禽舎」とは、鶏又はあひるを飼養し、又は収容する施設をいう。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十九年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十八号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十月二日鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ二第一項中「百五十三万円」を「百五十六万円」に、「

六百六十万円」を「七百万円」に、「八百十三万円」を「八百五十六万円」に、「二割」を「三割五分」に改める。

(恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正)

第二条 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和五十七年五月分」を「昭和五十九年三月分」に改め、同項の表を次のように改める。

退職年金又は遺族年金	退職年金又は遺族年金の基礎在職年に算入されている実在職年の年数	金 額
	退職年金についての最短期間以上	八〇六、八〇〇円
六十五歳以上の者に給する退職年金	九年以上退職年金についての最短期間の最短期間未滿	六〇五、一〇〇円
	六年以上九年末滿	四八四、一〇〇円
	六年末滿	四〇三、四〇〇円
六十五歳未滿の者に給する退職年金(公務傷病年金に併給される退職年金を除く。)	退職年金についての最短期間以上	六〇五、一〇〇円
	九年以上	六〇五、一〇〇円
	六年以上九年末滿	四八四、一〇〇円
六十五歳未滿の者で公務傷病年金を受けるものに給する退職年金	六年末滿	四〇三、四〇〇円

遺族年金		退職年金についての最短期間以上	五三三、五〇〇円
		九年以上退職年金についての最短期間未滿	四〇〇、一〇〇円
		六年以上九年未滿	三二〇、一〇〇円
		六年未滿	二六六、八〇〇円

第二条第四項中「昭和五十七年四月三十日」を「昭和五十九年二月十九日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（以下「年金条例」という。）第二十三条ノ二第一項の規定及び附則第五項の規定は昭和五十九年七月一日から、第二条の規定による改正後の恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例（以下「昭和四十一年改定条例」という。）第二条第一項及び第四項の規定は昭和五十九年三月一日から適用する。

(遺族年金の特例に関する経過措置)

3 昭和五十九年三月分から同年七月分までの遺族年金の年額に関する改正後の昭和四十一年改定条例第二条第一項の規定の適用については、同項の表中「五三三、五〇〇円」とあるのは「五三〇、九〇〇円」と、「四〇〇、一〇〇円」とあるのは「三九八、二〇〇円」と、「三二〇、一〇〇円」とあるのは「三一八、五〇〇円」と、「二六六、八〇〇円」と

あるのは「二六五、五〇〇円」とする。  
(職権改定)

4 前項の規定による遺族年金の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得による退職年金の停止についての経過措置)

5 改正後の年金条例第二十三条ノ二の規定は、昭和五十九年六月三十日以前に給与事由の生じた退職年金についても、適用する。この場合において、その退職年金の支給年額は、恩給の年額の昭和五十九年改定に関する条例（昭和五十九年七月鳥取県条例第十五号。以下「昭和五十九年改定条例」という。）第一条の規定による改定後の年額の退職年金について改正前の年金条例第二十三条ノ二の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

6 昭和五十九年三月分から同年六月分までの退職年金に関する年金条例第二十三条ノ二の規定の適用については、昭和五十九年改定条例第一条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる退職年金の年額をもつて退職年金年額とする。

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十九年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十九号

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」に改め、「。以下「特例法」という。」を削り、「基き」を「基づき」に改める。

第三条を次のように改める。

(自動車税の税率)

第三条 自動車税の税率は、鳥取県税条例第一百十条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 乗用車
  - 普通自動車に属するもの 年額 一万九千円
  - 四輪以上の小型自動車に属するもの 年額 六千五百円
  - トラック
- 二 普通自動車に属するもの 年額 二万八千円
- 四輪以上の小型自動車に属するもの 年額 六千五百円
- 三 特種用途自動車
  - 自動車の種類及び大きさ

に応じ、前各号に定める額のいずれかの額

第四条及び第五条を削り、第六条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「外」を「ほか」に改め、同条を第四条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十九年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「一万四千七百七十円」を「一万五千二百円」に改める。  
別表第三中「六四、〇六〇円」を「八六、〇四〇円」に、「六三、〇六〇円」を「八五、〇四〇円」に、「六五、〇六〇円」を「八七、〇四〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十九年八月一日から施行する。

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十九年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県条例第二十一号**

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例

公害に係る紛争の処理の手續に要する費用等に関する条例（昭和四十五年十月鳥取県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第四条関係）」に改める。

別表の一の項中「五十万円まで」を「百万円まで」に、「五百円」を「千円」に、「五十万円をこえ五百万円まで」を「百万円を超え一千万円まで」に、「五百万円をこえ五千万円まで」を「一千万円を超え一億円まで」に、「五千万円をこえる」を「一億円を超える」に改める。

別表の二の項中「五十万円まで」を「百万円まで」に、「千円」を「二千円」に、「五十万円をこえ五百万円まで」を「百万円を超え一千万円まで」に、「五百万円をこえ五千万円まで」を「一千万円を超え一億円まで」に、「五千万円をこえる」を「一億円を超える」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県特殊車両通行許可申請手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十九年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県条例第二十二号**

鳥取県特殊車両通行許可申請手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県特殊車両通行許可申請手数料条例（昭和四十七年三月鳥取県条例第七号）の一部を次のように改正する。

本則中「千円」を「千五百円」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十九年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県条例第二十三号**

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改

正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和三十年十月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「五千七百円」を「五千九百円」に、「九千八百円」を「一万円」に改め、同条第三項中「受けていた者」を「受けていたもの」に、「四百円」を「四百十円」に、「百十七円」を「百二十七円」に、「二百六十七円」を「二百七十七円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例第三条の規定は、昭和五十九年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に給付の事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十四号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

（鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正）

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則（昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

小居室	区分	経済的事 情による 区分	
		一人で使用する場合	二人で使用する場合
A階層	四五、六四〇円	四四、六四〇円	
B階層	四九、四四〇円	四八、四四〇円	
C一階層	五三、三四〇円	五二、三四〇円	
C二階層	五六、六四〇円	五五、六四〇円	
C三階層	五九、九四〇円	五八、九四〇円	
C四階層	六三、三四〇円	六二、三四〇円	
C五階層	六六、六四〇円	六五、六四〇円	
C六階層	六九、九四〇円	六八、九四〇円	
C七階層	七三、三四〇円	七二、三四〇円	
C八階層	七六、六四〇円	七五、六四〇円	
C九階層	七九、九四〇円	七八、九四〇円	

金 額（一人月額）

大居室

C十階層	C九階層	C八階層	C七階層	C六階層	C五階層	C四階層	C三階層	C二階層	C一階層	B階層	A階層	C十階層
八五、二四〇円	八〇、九四〇円	七七、六四〇円	七四、三四〇円	七〇、九四〇円	六七、六四〇円	六四、三四〇円	六〇、九四〇円	五七、六四〇円	五四、三四〇円	五〇、四四〇円	四六、六四〇円	八四、二四〇円
八四、二四〇円	七九、九四〇円	七六、六四〇円	七三、三四〇円	六九、九四〇円	六六、六四〇円	六三、三四〇円	五九、九四〇円	五六、六四〇円	五三、三四〇円	四九、四四〇円	四五、六四〇円	八三、二四〇円

別表の備考2中「一、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に改める。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)

の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

小居室														区分				
C三階層	C二階層	C一階層	B階層	A階層	C十階層	C九階層	C八階層	C七階層	C六階層	C五階層	C四階層	C三階層	C二階層	C一階層	B階層	A階層	経済的事 情による 区分	
																	一人で使用する場合	二人で使用する場合
六〇、九四〇円	五七、六四〇円	五四、三四〇円	五〇、四四〇円	四六、六四〇円	八四、二四〇円	七九、九四〇円	七六、六四〇円	七三、三四〇円	六九、九四〇円	六六、六四〇円	六三、三四〇円	五九、九四〇円	五六、六四〇円	五三、三四〇円	四九、四四〇円	四五、六四〇円	一人で使用する場合	二人で使用する場合
五九、九四〇円	五六、六四〇円	五三、三四〇円	四九、四四〇円	四五、六四〇円	八三、二四〇円	七八、九四〇円	七五、六四〇円	七二、三四〇円	六八、九四〇円	六五、六四〇円	六二、三四〇円	五八、九四〇円	五五、六四〇円	五二、三四〇円	四八、四四〇円	四四、六四〇円		

大居室						
C 十階層	C 九階層	C 八階層	C 七階層	C 六階層	C 五階層	C 四階層
八五、二四〇円	八〇、九四〇円	七七、六四〇円	七四、三四〇円	七〇、九四〇円	六七、六四〇円	六四、三四〇円
八四、二四〇円	七九、九四〇円	七六、六四〇円	七三、三四〇円	六九、九四〇円	六六、六四〇円	六三、三四〇円

別表の備考2中「一、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年八月一日から施行する。

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十五号

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通動寮管理規則（昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号）

の一部を次のように改正する。

別表の表中「一四、七七〇円」を「一五、二〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年八月一日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】